教育委員会や学校における推奨ネットワーク構成として示した「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」への円滑な移行を図るため、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の一部改訂を行いましたので、お知らせします。

事 務 連 絡 令和4年3月3日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長 格 が 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所 轄 する 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局学校デジタル化プロジェクトチーム

「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(令和4年3月)」について(事務連絡)

文部科学省では、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、地方公共 団体が設置する学校(小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校を いう。以下同じ。)を対象とした教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際の参考と なるよう、学校における情報セキュリティポリシーの考え方や内容を示してきました。

この度、GIGA スクール構想が進展する中、教育委員会や学校における推奨ネットワーク構成として示した「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」への円滑な移行を図るため、詳細な技術的対策の追記や、従来の「ネットワーク分離による対策を講じたシステム構成」と今後の「アクセス制御による対策を講じたシステム構成」について、明示的な書き分け等を行うため、本ガイドラインの一部改訂を行うとともに、本ガイドラインの中核となる考え方を解説したハンドブックも合わせて一部改訂を行いましたので、お知らせします。

ついては、各都道府県教育委員会におかれては下記について御留意いただくとともに、域内の市 区町村教育委員会に対し、周知いただくようお願いします。

また、本ガイドラインは、地方公共団体が設置する学校を念頭に置いていますが、それ以外の学校における情報セキュリティ対策の実施においても参考となりますので、各都道府県知事、附属学校を置く各国公立大学長、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長にも送付いたします。

記

- 各教育委員会におかれては、本ガイドラインを踏まえ、教育情報セキュリティポリシーの点検 や見直しを行うとともに、貴地方公共団体の情報セキュリティ担当部局とも連携をしながら、学 校における情報セキュリティ対策の実効性担保に向けた取組を進めていただきたいこと。
- セキュリティ上の課題が生じた場合には、まずは教育情報セキュリティポリシーを踏まえ、また本ガイドラインを参照するなど、適切に対応いただきたいこと(例えば、児童生徒や教職員のパスワードの流出を検出した際には、速やかに新しいパスワードに変更すること。)。
- 学校向けの教育情報セキュリティポリシーは約9割の地方公共団体で策定(地方公共団体のセキュリティポリシーを準用している場合を含む。)されている状況であるが、検討中の教育委員会におかれては、速やかに策定いただきたいこと。
- 文部科学省において、ICT 活用教育アドバイザー事業(※)を実施しており、教育情報セキュリティポリシーの策定や見直しを行う際に、専門的な知見を持つアドバイザーに助言や支援を求め

ることができるので、積極的に活用し、学校におけるセキュリティ対策を進めていただきたいこと。

% (URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1369635.html

(添付資料)

- ①「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」(令和4年3月)
- ②「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」ハンドブック(令和4年3月)
- ③改訂に関する説明資料

※①及び②の資料はデータ容量が大きいため、以下のURLからダウンロードをお願いします。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1397369.htm

【本件担当】

情報基盤整備係 川﨑、尾野、佐藤、田端

TEL: 03-5253-4111 (内線3435)

03-6734-3263 (直通)

E-mail: digipt-kiban@mext.go.jp